

●香川県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年7月1日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成23年7月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 多度津丸亀線（205号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字庄字修理 免871番4地先から 仲多度郡多度津町大字庄字修理 免874番3地先まで	17.0~17.0	18	平成15年香川県告示第362号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成23年7月1日